

消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

このたび消費税法が改正され、令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これにより、実施日以降の治療費につきましては、新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

また、消費税法改正によるシステム改修対応に伴い令和元年10月1日から令和元年10月6日までの治療費に関しては、令和元年10月7日以降、ご来院の際にお支払ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

みなとみらい夢クリニック